

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
4	第3条3項	国又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払を遅延した場合には、国又は事業者は、未払額につき遅延日数に応じ「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）第8条に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。	国又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払を遅延した場合には、国又は事業者は、未払額につき遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。	1月31日掲載の訂正表の再訂正
4	第3条4項 ～12項	4 本件事業等を履行するために必要な一切の手段については、本契約及び事業関係図書に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定めるものとする。 5 （略） 6 （略） 7 （略） 8 （略） 9 （略） 10 （略） 11 （略） 12 （略）	4 国は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。 5 本件事業等を履行するために必要な一切の手段については、本契約及び事業関係図書に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定めるものとする。 6 （略） 7 （略） 8 （略） 9 （略） 10 （略） 11 （略） 12 （略） 13 （略）	
9	第18条3項	なお、当該調査が旧文部省庁舎及び会計検査院庁舎本館に係る現況調査である場合には、当該調査完了時に報告書を作成、提出し、国の確認を受けなければならない。	なお、当該調査が旧文部省庁舎及び会計検査院庁舎本館に係る現況調査である場合には、当該調査完了時に報告書を作成、提出し、国の確認を受けなければならない。当該報告書の提出を受けた場合、国は14日以内に確認を行うものとする。	
10	第20条1項	事業者は、第16条に定める基本計画の策定を完了した後にあっては、基本設計業務にあっては同条第4項に定める通知又は実施設計業務にあっては次条第4項に定める通知の受領後14日以内に、各設計業務実施工程表を国に提出し、確認を受けなければならない。	事業者は、第16条に定める基本計画の策定を完了した後にあっては、基本設計業務にあっては同条第4項に定める通知又は実施設計業務にあっては次条第4項に定める通知の受領後14日以内に、各設計業務実施工程表を国に提出し、確認を受けなければならない。各設計業務工程表の提出を受けた場合、国は7日以内に確認を行うものとする。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
11	第23条1項	事業者は、第21条に定める基本設計業務又は前条に定める実施設計業務を、本契約及び事業計画関係図書に定める内容に適合する範囲内において、自らの裁量及び責任により実施するものとする。	事業者は、第21条に定める基本設計業務又は前条に定める実施設計業務を、本契約及び事業関係図書に定める内容に適合する範囲内において、自らの裁量及び責任により実施するものとする。	
11	第23条2項	2 国は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるとき（第17条第4項及び第18条第7項に定める協議による場合を除く。）は、当該業務の変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を求めることができる。	2 国は、前項に関わらず、必要があると認めるとき（第17条第4項及び第18条第7項に定める協議による場合を除く。）は、当該業務の変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を求めることができる。	
16	第42条1項	<u>本件施設の最終引渡し前に、業務要求水準書に基づき本件工事の施工について国が提示した条件により第三者に損害が発生した場合は、当該損害（第37条第1項に基づき付された保険によりてん補された部分を除く。）は、国が負担するものとする。但し、本件工事の施工に伴い避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を負担しなければならない。</u>	<u>事業者は、本件施設の最終引渡し前に、本件工事の施工により第三者に損害を及ぼしたとき（本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等により第三者に損害を及ぼしたときを含む。）は、その損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち国の責に帰すべき事由により生じたもの（国の提示条件に起因するものを含む。）については、第37条第1項に基づき付された保険によりてん補された部分を除き、国が負担しなければならない。</u>	
16	第42条2項	<u>本件施設の最終引渡し前に、事業者の責に帰すべき事由により本件工事の施工に関し第三者に損害が発生した場合、事業者がその損害を賠償しなければならない。</u>	(削除)	
17	第44条3項	事業者は、第1項の完成検査において、本件施設の仕様が充足されているか否かについて検査し、完成届を国に提出する。	事業者は、第1項の完成検査において、 <u>本件工事が実施設計図書のとおり完成しているか否かについて検査し、完成届を国に提出する。</u>	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
23	第71条2項	事業者は、理由のいかんを問わず本契約の全部又は一部が終了した場合において、本件施設内に事業者、建設企業、設計企業、監理企業又は維持管理・運営企業が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件（本契約の一部終了の場合は当該終了部分に関する物件に限る。）を直ちに除去し、国の確認を受けなければならない。	事業者は、理由のいかんを問わず本契約の全部又は一部が終了した場合において、本件施設内に事業者、建設企業、設計企業、監理企業又は維持管理・運営企業が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件（本契約の一部終了の場合は当該終了部分に関する物件に限る。）を直ちに除去し、 <u>原状回復を行い</u> 、国の確認を受けなければならない。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
24	第74条2項	<p>事業者に関し前条又は前項各号のいずれかの事由が生じることとなった場合、国は、事業者と協議の上、以下のいずれかの措置をとることができるものとする。なお、いずれの場合においても、事業者は、本件施設費の100分の10に相当する違約金を国に対して支払わなければならない。この場合において、国が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合は、国は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。</p> <p>一 国において本件事業を継続させると決定した場合 国は、事業者をして、本件事業等に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において国が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を、当該時点において国が承認する第三者へ譲渡させる。</p> <p>二 国において本件事業を継続することができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合において、国は、建設中の本件施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、当該出来高部分に相応する代金を事業者に対して支払うものとし、当該支払方法については、事業者と協議の上これを決定する。なお、この場合、国は、事業者に対して負う当該出来高部分に相応する代金債務を、事業者に対して有する本項に定める損害金請求権と、対等額で相殺することができる。</p>	<p>事業者に関し前条又は前項各号のいずれかの事由が生じることとなった場合、国は、事業者と協議の上、以下のいずれかの措置をとることができるものとする。</p> <p>一 国において本件事業を継続させると決定した場合 国は、事業者をして、本件事業等に係る事業者の本契約上の地位を、国が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を国が承認する第三者へ譲渡させる。この場合において、事業者は、国が被った損害を賠償しなければならない。</p> <p>二 国において本件事業を継続することができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合、国は、建設中の本件施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、当該出来高部分に相応する代金及びこれにかかる再計算利息（国の選択した支払方法に対応する本契約終了時点における国の調達金利と、割賦手数料算定の基礎となった本件工事着工時点で改訂された金利のいずれか低い利率に基づき本契約終了時点から支払日までに生じた利息をいう。）の100分の100に相当する金額を支払う。この場合において、事業者は、本件施設費の100分の10に相当する違約金を国に対して支払わなければならない。国の被った損害額がその違約金の額を超過する場合には、かかる超過額についても賠償しなければならない。なお、国は、上記支払金銭については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。</p> <p>ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を超えないものとする。）までに、一括して支払う。</p> <p>イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払のスケジュールに従い、分割して支払う。</p>	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
25	第75条2項2号	<p>二 国において本事業を継続することができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合、国は、建設中の本件施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、当該出来高部分に相応する代金を事業者に対して支払う。但し、事業者が前項の不可抗力に起因して保険金を受領し、又は受領する場合には、国は当該保険金額を控除した金額を事業者に対して支払うことができる。国は、その金銭を国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払う。 ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。 イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、<u>上記当該出来高部分に相応する代金に相当する金額に充つるまで分割して支払う。</u></p>	<p>二 国において本事業を継続することができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合、国は、建設中の本件施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、当該出来高部分に相応する代金及びこれにかかる経過利息（割賦手数料算定の基礎となった本件工事着工時点で改訂された金利に基づき支払日までに生じた利息をいう。）の100分の100に相当する金額を事業者に対して支払う。但し、事業者が前項の不可抗力に起因して保険金を受領し、又は受領する場合には、国は当該保険金額を控除した金額を事業者に対して支払うことができる。国は、<u>上記支払金銭については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払う。</u> ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。 イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、分割して支払う。</p>	
26	第76条2項2号	<p>二 国において本事業を継続することができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合、国は、建設中の本件施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、当該出来高部分に相応する代金を事業者に対して支払う。国は、その金銭を国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払う。 ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。 イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、<u>上記当該出来高部分に相応する代金に相当する金額に充つるまで分割して支払う。</u></p>	<p>二 国において本事業を継続することができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合、国は、建設中の本件施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、当該出来高部分に相応する代金及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額を事業者に対して支払う。国は、<u>上記支払金銭については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払う。</u> ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。 イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、分割して支払う。</p>	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
26	第77条1項	<p>先行引渡し以降において、次に掲げる場合は、国は事業者に対して書面により相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知した上で、当該相当期間中にその違反行為が治癒されない場合には、国及び事業者は次項に定めるところに従うものとする。</p> <p>一 事業者の責に帰すべき事由により、事業者が本件施設について、業務要求水準書に適合した維持管理業務及び運営業務を行わないとき。但し、本件施設費等の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。なお、サービスの対価の減額及び本件施設費等の支払留保並びに契約の終了に関する手続きは、第63条及び第70条に定めるところに従う。</p> <p>二 事業者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。但し、本件施設費等の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。</p> <p>三 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反したとき。但し、本件施設費等の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。</p>	<p>先行引渡し以降において、次に掲げる場合は、国は事業者に対して書面により相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知した上で、当該相当期間中にその違反行為が治癒されない場合には、国及び事業者は次項に定めるところに従うものとする。</p> <p>一 事業者の責に帰すべき事由により、事業者が本件施設について、業務要求水準書に適合した維持管理業務及び運営業務を行わないとき。なお、サービスの対価の減額及び本件施設費等の支払留保並びに契約の終了に関する手続きは、第63条及び第70条に定めるところに従う。</p> <p>二 事業者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。</p> <p>三 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反したとき。</p>	12月20日掲載の訂正表の再訂正

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
26	第77条2項	<p>事業者に関し第73条又は前項各号のいずれかの事由が生じることとなった場合、国は、事業者と協議の上、以下のいずれかの措置をとることができるものとする。なお、いずれの場合においても、事業者は、サービスの対価の残額の100分の10に相当する違約金を国に対して支払わなければならない。この場合において、国が被った損害の額が上記違約金（第二号の場合においては、違約金に加えて本件施設費（引渡し済みの本件施設に相応する金額をいう。以下本節において同じ。）の残額及びこれに係る経過利息の100分の10に相当する金額も含む。）の額を超過する場合は、国は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。</p> <p>一 国において本件事業を継続させると決定した場合 国は、事業者をして本件事業等に係る事業者の本契約上の地位を国が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を国が承認する第三者へ譲渡させることができる。</p> <p>二 国において本件事業を継続することができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合、国は本件施設の所有権を保持した上で、その終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の90に相当する金額並びに履行済みのサービスの対価の未払額を支払う。なお、国は、本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の90に相当する金額については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。 ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。 イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、上記本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の90に相当する金額に充つるまで分割して支払う。</p>	<p>事業者に関し第73条又は前項各号のいずれかの事由が生じることとなった場合、国は、事業者と協議の上、以下のいずれかの措置をとることができるものとする。</p> <p>一 国において本件事業を継続させると決定した場合 国は、事業者をして本件事業等に係る事業者の本契約上の地位を国が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をして、事業者の全株式を国が承認する第三者へ譲渡させることができる。この場合において、事業者は、国が被った損害を賠償しなければならない。</p> <p>二 国において本件事業を継続することができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合、国は本件施設の所有権を保持した上で、その終了時点における本件施設費（以下、引渡し済みの本件施設に相応する金額をいう。以下本節及び第88条において同じ。）の残額、これにかかる本契約終了時点までに生じた経過利息及び本件施設費の残額にかかる再計算利息の100分の100に相当する金額並びに履行済みのサービスの対価の未払額を支払う。この場合において、事業者は、サービスの対価の残額の100分の10に相当する違約金を国に対して支払わなければならない。なお、国は、上記支払金銭については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。 ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。 イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払のスケジュールに従い、分割して支払う。</p>	
27	第78条1項	<p>国が、正当な理由なく本契約に基づいて事業者に対して履行すべき支払いを遅延し、かつ国が事業者から書面による催告を受けた後6ヶ月を経てもその支払いを行わない場合、事業者は国にあらためて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本件契約を終了させることができる。</p>	<p>国が、正当な理由なく第48条第1項又は第63条第1項に規定する支払期限到来後60日を経てもその支払いを行わない場合、事業者は国に書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本件契約を終了させることができる。</p>	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
27	第78条2項	<p>2 前項に基づき本契約が終了した場合、本件施設費等又はサービスの対価の支払いについては、国は本件施設の所有権を保持・取得した上で、その契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息並びに履行済みのサービスの対価の未払額について、その100分の100に相当する金額を支払う。なお、国は、<u>本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。この場合、事業者の国に対する損害賠償請求を妨げない。</u></p> <p>一 国と事業者が協議して定める期日までに、一括して支払う。</p> <p>二 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、<u>上記本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額に充つるまで分割して支払う。</u></p>	<p>2 前項に基づき本契約が終了した場合、本件施設費等又はサービスの対価の支払いについては、国は本件施設の所有権を保持・取得した上で、その契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息並びに履行済みのサービスの対価の未払額について、その100分の100に相当する金額を支払う。なお、国は、<u>上記支払金銭については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。この場合、事業者の国に対する損害賠償請求を妨げない。</u></p> <p>一 国と事業者が協議して定める期日までに、一括して支払う。</p> <p>二 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い分割して支払う。</p>	
28	第79条2項2号	<p>二 国において本件事業を継続させることができないと決定した場合</p> <p>国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させることができる。この場合、国は、本件施設の所有権をすべて保持した上で、本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息並びに履行済みのサービスの対価の未払額について、その100分の100を支払う。なお、国は、<u>本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。</u></p> <p>ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。</p> <p>イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、<u>上記本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額に充つるまで分割して支払う。</u></p>	<p>二 国において本件事業を継続させることができないと決定した場合</p> <p>国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させることができる。この場合、国は、本件施設の所有権をすべて保持した上で、本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息並びに履行済みのサービスの対価の未払額について、その100分の100を支払う。なお、国は、<u>上記支払金銭については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。</u></p> <p>ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。</p> <p>イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、分割して支払う。</p>	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
28	第80条2項2号	<p>二 国において本事業を継続させることができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合、国は、本件施設の所有権をすべて保持した上で、本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息並びに履行済みのサービスの対価の未払額について、その100分の100を支払う。なお、国は、本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。 ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。 イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、上記本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額に充つるまで分割して支払う。</p>	<p>二 国において本事業を継続させることができないと決定した場合 国は、事業者に対して本契約を終了する旨を通知して、本契約を終了させる。この場合、国は、本件施設の所有権をすべて保持した上で、本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息並びに履行済みのサービスの対価の未払額について、その100分の100を支払う。なお、国は、上記支払金銭については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。 ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。 イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、分割して支払う。</p>	
31	第88条5号	<p>五 国が前号に基づいて本契約を終了させる場合、民間収益施設に関する所有権の取扱いについては国及び事業者で協議する。又、その終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の90並びに履行済みのサービスの対価の未払額を支払うものとし、本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の90に相当する金額の支払については、国の選択により、事業者の指定する口座に一括又は最長平成34年4月30日まで当初定められた本件施設費支払のスケジュールに従い支払うものとする。さらに、事業者は、サービスの対価の残額の100分の10に相当する違約金を国に対して支払わなければならない。この場合において、国が被った損害の額が上記違約金（本件施設費の残額及びこれに係る経過利息の100分10に相当する金額とサービスの対価の残額の100分の10に相当する金額との合計額をいう。）の額を超過する場合は、国は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。なお、本事業終了後は、国は、かかる違約金による定めはないものとして損害賠償請求を行うことができる。</p>	<p>五 国が前号に基づいて本契約を終了させる場合、国は本件施設の所有権を保持した上で、その終了時点における本件施設費の残額、これにかかる本契約終了時点までに生じた経過利息及び本件施設費の残額にかかる再計算利息の100分の100に相当する金額並びに履行済みのサービスの対価の未払額を支払う。民間収益施設に関する所有権の取扱いについては国及び事業者で協議する。この場合において、事業者は、サービスの対価の残額の100分の10に相当する違約金を国に対して支払わなければならない。この場合において、国が被った損害額がその違約金の額を超過する場合には、かかる超過額についても賠償しなければならない。本事業終了後は、国は、かかる違約金による定めはないものとして損害賠償請求を行うことができる。なお、国は、上記支払金銭については、国の選択に基づき以下のいずれかの方法により、事業者の指定する口座に支払うものとする。 ア 国が定めた期日（但し、平成34年4月30日を越えないものとする。）までに、一括して支払う。 イ 最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、分割して支払う。</p>	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
31	第90条2項	なお、その協議が前条第1項第一号にかかる協議であって、その協議の結果、民間収益施設を前条第1項に定めるところにより譲渡することとなった場合には、事業者は、民間収益施設の内装及び設備機器類を速やかに撤去し、備品又は消耗品（屑類を含む。）等の放置がない状態で明渡すものとする。	なお、その協議が前条第1項第一号にかかる協議であって、その協議の結果、民間収益施設を前条第1項に定めるところにより譲渡することとなった場合には、事業者は、民間収益施設の <u>専有部</u> の内装及び設備機器類を速やかに撤去し、備品又は消耗品（屑類を含む。）等の放置がない状態で明渡すものとする。又、共用部分は契約終了時の状態のまま明渡すものとする。	
34	第99条	（新たに追加）	（事業者による協議申入れ） 第99条 事業者は、本件事業等を継続することが困難な事情が生じたときは、本契約の全部又は一部の終了その他の事項に関し、国に対して協議を申し入れることができ、国は、その申し入れに合理的な理由があると認めるときは、協議に応じるものとする。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1-1-2 設計図書一覧

頁	章・節	訂正前				訂正後				備考																																																																																																																																																																				
1	建築	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本設計段階</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">実施設計段階</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基本設計図他</th> <th style="text-align: center;">縮尺</th> <th style="text-align: center;">実施設計図他</th> <th style="text-align: center;">縮尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計概要表</td> <td></td> <td>図面リスト 設計概要表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部仕上表</td> <td></td> <td>案内図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内部仕上表</td> <td></td> <td>工事区分表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算面積表</td> <td></td> <td>工事仕様書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>1/400</td> <td>外部仕上表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図（各階）</td> <td>1/400</td> <td>内部仕上表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準階平面図</td> <td>1/200</td> <td>求積図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td>立面図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> <td>配置図</td> <td>1/500</td> </tr> <tr> <td>断面図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> <td>平面図</td> <td>1/200</td> </tr> <tr> <td>矩計図</td> <td>1/50</td> <td>断面図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>矩計図</td> <td>1/50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平面詳細図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>展開図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td>基準階天井伏図</td> <td>1/200</td> <td>天井伏図</td> <td>1/200</td> </tr> <tr> <td>外構基本計画図（遺跡、パブリックアート含む。）</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> <td>各部詳細図（階段、便所、その他各所）</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建具表、建具キープラン</td> <td>1/200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>サイン計画図</td> <td>1/200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>外構図（遺跡、パブリックアートを含む。）</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> </tbody> </table>				基本設計段階		実施設計段階		基本設計図他	縮尺	実施設計図他	縮尺	設計概要表		図面リスト 設計概要表		外部仕上表		案内図		内部仕上表		工事区分表		概算面積表		工事仕様書		配置図	1/400	外部仕上表		平面図（各階）	1/400	内部仕上表		基準階平面図	1/200	求積図	適宜	立面図	適宜	配置図	1/500	断面図	適宜	平面図	1/200	矩計図	1/50	断面図	適宜			矩計図	1/50			平面詳細図	適宜			展開図	適宜	基準階天井伏図	1/200	天井伏図	1/200	外構基本計画図（遺跡、パブリックアート含む。）	適宜	各部詳細図（階段、便所、その他各所）	適宜			建具表、建具キープラン	1/200			サイン計画図	1/200			外構図（遺跡、パブリックアートを含む。）	適宜	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本設計段階</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">実施設計段階</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基本設計図他</th> <th style="text-align: center;">縮尺</th> <th style="text-align: center;">実施設計図他</th> <th style="text-align: center;">縮尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計概要表</td> <td></td> <td>図面リスト 設計概要表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部仕上表</td> <td></td> <td>案内図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内部仕上表</td> <td></td> <td>工事区分表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算面積表</td> <td></td> <td>工事仕様書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>1/400</td> <td>外部仕上表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図（各階）</td> <td>1/400</td> <td>内部仕上表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準階平面図</td> <td>1/200</td> <td>求積図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td>立面図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> <td>配置図</td> <td>1/500</td> </tr> <tr> <td>断面図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> <td>平面図</td> <td>1/200</td> </tr> <tr> <td>矩計図</td> <td>1/50</td> <td>断面図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>矩計図</td> <td>1/50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平面詳細図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>展開図</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td>基準階天井伏図</td> <td>1/200</td> <td>天井伏図</td> <td>1/200</td> </tr> <tr> <td>外構基本計画図（遺跡、パブリックアート含む。）</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> <td>各部詳細図（階段、便所、その他各所）</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建具表、建具キープラン</td> <td>1/200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>サイン計画図</td> <td>1/200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>外構図（遺跡、パブリックアートを含む。）</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>面積表（建物全体を対象とし室単位まで。建築基準法及び国有財産法による面積）</td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> </tbody> </table>				基本設計段階		実施設計段階		基本設計図他	縮尺	実施設計図他	縮尺	設計概要表		図面リスト 設計概要表		外部仕上表		案内図		内部仕上表		工事区分表		概算面積表		工事仕様書		配置図	1/400	外部仕上表		平面図（各階）	1/400	内部仕上表		基準階平面図	1/200	求積図	適宜	立面図	適宜	配置図	1/500	断面図	適宜	平面図	1/200	矩計図	1/50	断面図	適宜			矩計図	1/50			平面詳細図	適宜			展開図	適宜	基準階天井伏図	1/200	天井伏図	1/200	外構基本計画図（遺跡、パブリックアート含む。）	適宜	各部詳細図（階段、便所、その他各所）	適宜			建具表、建具キープラン	1/200			サイン計画図	1/200			外構図（遺跡、パブリックアートを含む。）	適宜			面積表（建物全体を対象とし室単位まで。建築基準法及び国有財産法による面積）	適宜	
基本設計段階		実施設計段階																																																																																																																																																																												
基本設計図他	縮尺	実施設計図他	縮尺																																																																																																																																																																											
設計概要表		図面リスト 設計概要表																																																																																																																																																																												
外部仕上表		案内図																																																																																																																																																																												
内部仕上表		工事区分表																																																																																																																																																																												
概算面積表		工事仕様書																																																																																																																																																																												
配置図	1/400	外部仕上表																																																																																																																																																																												
平面図（各階）	1/400	内部仕上表																																																																																																																																																																												
基準階平面図	1/200	求積図	適宜																																																																																																																																																																											
立面図	適宜	配置図	1/500																																																																																																																																																																											
断面図	適宜	平面図	1/200																																																																																																																																																																											
矩計図	1/50	断面図	適宜																																																																																																																																																																											
		矩計図	1/50																																																																																																																																																																											
		平面詳細図	適宜																																																																																																																																																																											
		展開図	適宜																																																																																																																																																																											
基準階天井伏図	1/200	天井伏図	1/200																																																																																																																																																																											
外構基本計画図（遺跡、パブリックアート含む。）	適宜	各部詳細図（階段、便所、その他各所）	適宜																																																																																																																																																																											
		建具表、建具キープラン	1/200																																																																																																																																																																											
		サイン計画図	1/200																																																																																																																																																																											
		外構図（遺跡、パブリックアートを含む。）	適宜																																																																																																																																																																											
基本設計段階		実施設計段階																																																																																																																																																																												
基本設計図他	縮尺	実施設計図他	縮尺																																																																																																																																																																											
設計概要表		図面リスト 設計概要表																																																																																																																																																																												
外部仕上表		案内図																																																																																																																																																																												
内部仕上表		工事区分表																																																																																																																																																																												
概算面積表		工事仕様書																																																																																																																																																																												
配置図	1/400	外部仕上表																																																																																																																																																																												
平面図（各階）	1/400	内部仕上表																																																																																																																																																																												
基準階平面図	1/200	求積図	適宜																																																																																																																																																																											
立面図	適宜	配置図	1/500																																																																																																																																																																											
断面図	適宜	平面図	1/200																																																																																																																																																																											
矩計図	1/50	断面図	適宜																																																																																																																																																																											
		矩計図	1/50																																																																																																																																																																											
		平面詳細図	適宜																																																																																																																																																																											
		展開図	適宜																																																																																																																																																																											
基準階天井伏図	1/200	天井伏図	1/200																																																																																																																																																																											
外構基本計画図（遺跡、パブリックアート含む。）	適宜	各部詳細図（階段、便所、その他各所）	適宜																																																																																																																																																																											
		建具表、建具キープラン	1/200																																																																																																																																																																											
		サイン計画図	1/200																																																																																																																																																																											
		外構図（遺跡、パブリックアートを含む。）	適宜																																																																																																																																																																											
		面積表（建物全体を対象とし室単位まで。建築基準法及び国有財産法による面積）	適宜																																																																																																																																																																											

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 業務要求水準書

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
25	第4章 電気設備計画 発電設備	非常用発電機は、空冷式とする。連続運転可能時間は1週間とし、72時間運転可能な燃料を備蓄する。	非常用発電機は、空冷式とする。災害対策負荷用の非常用発電機の連続運転可能時間は1週間とし、72時間運転可能な燃料を備蓄する。	
27	第4章 機械設備計画 空気調和設備	<u>エネルギーセンターは、東京都再開発地区計画運用基準に基づく「地区の環境改善に資する施設の計画」として同基準に基づく評価容積率の対象とすることを検討する（霞が関三丁目南地区再開発地区計画企画提案書65ページ等参照）。</u> なお、この場合において建築基準法第52条11項第1号の大規模機械室による容積率の緩和（緩和対象の規定については都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による）を受ける。	<u>エネルギーセンターを評価容積率の対象（霞が関三丁目南地区再開発地区計画企画提案書参照）とする場合、事業者は関係行政機関と協議すること。</u>	
27	第4章 機械設備計画 空気調和設備	<u>エネルギーセンターは、官庁棟と官民棟に設置し一体のシステムとして計画する。</u>	エネルギーセンターを計画する。	
38	第2章 維持管理業務の 項目	害虫の発生を抑えるため、定期的に薬剤散布を行うこと 人体に害のない薬剤、噴霧の方法により、閉庁日に適切に行うこと。	害虫の発生を抑えるための方法を定期的に講ずること。 閉庁日に適切に行うこと。薬剤を使用する場合は、人体に害のない薬剤で噴霧等の方法により行うこと。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2-1-1 用語の定義（要求水準書関係）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
1	エネルギーセンター	官庁棟高層部分、官庁棟保存部分、官民棟で必要となる冷暖房・給湯用熱源設備を一ヶ所に集中させた施設をいう。	官庁棟高層部分、官庁棟保存部分、官民棟で必要となる空気調和・給湯用などの熱源設備を設置した施設をいう。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2-2-8 埋蔵文化財調査概要

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
1	2 .	(図 4)	(図 4、図 5)	
10			(差し替え。国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課特別整備企画室で受領して下さい。)	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2-2-13 建築設備における所有区分の基本的な考え方

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考																																																			
1		官庁施設に関する設備は、民間収益施設・民間権利者施設・PFI事業者保留床に関する設備から可能な限り所有・管理を分離することを原則とする。但し、建物の機能上分離できないものは、官庁施設と民間施設の共有となるが管理区分が明確となるように計画すること。	官庁施設に関する設備は、民間収益施設・民間権利者施設・PFI事業者保留床に関する設備から可能な限り所有・管理を分離することを原則とする。但し、建物の機能上分離できないものは、官庁施設と民間施設の共用となるが管理区分が明確となるように計画すること。																																																				
1		官庁施設と民間権利者施設、PFI事業者保留床及び民間収益施設の共有設備は官民棟に設置することを原則とする。	官庁施設と民間権利者施設、PFI事業者保留床及び民間収益施設の共用設備は官民棟に設置する。																																																				
1		本資料により所有区分の考え方の例示をする。ただし、これらの原則によれない場合は協議により決定する。	本資料により所有区分の考え方を示す。なお、例示以外の項目の所有区分は、業務要求水準の本文及び本資料等に準じるものとする。																																																				
1		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">所有区分 (例示)</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・各種インフラの引き込み</td> <td>専有又は、共有</td> <td>電力、通信、給水、排水、ガス 設備など</td> </tr> <tr> <td>・官庁棟及び官民棟の官、民、P 専有部分のエレベーター設備、エスカレーター設備</td> <td>各専有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・官庁棟及び官民棟の共有部分のエスカレーター設備</td> <td>官民P 共有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・官庁棟の非常用エレベーター設備</td> <td>官専有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・官民棟の非常用エレベーター設備</td> <td>官民P 共有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・中央監視盤、エレベーター監視盤、防災盤等</td> <td>官民P 共有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・専有部分の副監視盤等</td> <td>各専有</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	所有区分 (例示)	備 考	・各種インフラの引き込み	専有又は、共有	電力、通信、給水、排水、ガス 設備など	・官庁棟及び官民棟の官、民、P 専有部分のエレベーター設備、エスカレーター設備	各専有		・官庁棟及び官民棟の共有部分のエスカレーター設備	官民P 共有		・官庁棟の非常用エレベーター設備	官専有		・官民棟の非常用エレベーター設備	官民P 共有		・中央監視盤、エレベーター監視盤、防災盤等	官民P 共有		・専有部分の副監視盤等	各専有		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">項 目 (例示)</th> <th style="width: 20%;">所有区分</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・各種インフラの引き込み</td> <td>専有又は、共用</td> <td>電力、通信、給水、排水、ガス 設備など</td> </tr> <tr> <td>・国専有で必要となる特殊設備(防災系熱源等、災害応急対策用負荷に電力を供給する非常用発電設備等)</td> <td>各専有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・官庁棟及び官民棟の官、民、P 専有部分のエレベーター設備、エスカレーター設備</td> <td>各専有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・官庁棟及び官民棟の共用部分のエスカレーター設備</td> <td>官民P 共用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・官庁棟の非常用エレベーター設備</td> <td>官専有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・官民棟の非常用エレベーター設備</td> <td>官民P 共用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・中央監視盤、エレベーター監視盤、防災盤等</td> <td>官民P 共用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・専有部分の副監視盤等</td> <td>各専有</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目 (例示)	所有区分	備 考	・各種インフラの引き込み	専有又は、共用	電力、通信、給水、排水、ガス 設備など	・国専有で必要となる特殊設備(防災系熱源等、災害応急対策用負荷に電力を供給する非常用発電設備等)	各専有		・官庁棟及び官民棟の官、民、P 専有部分のエレベーター設備、エスカレーター設備	各専有		・官庁棟及び官民棟の共用部分のエスカレーター設備	官民P 共用		・官庁棟の非常用エレベーター設備	官専有		・官民棟の非常用エレベーター設備	官民P 共用		・中央監視盤、エレベーター監視盤、防災盤等	官民P 共用		・専有部分の副監視盤等	各専有		
項 目	所有区分 (例示)	備 考																																																					
・各種インフラの引き込み	専有又は、共有	電力、通信、給水、排水、ガス 設備など																																																					
・官庁棟及び官民棟の官、民、P 専有部分のエレベーター設備、エスカレーター設備	各専有																																																						
・官庁棟及び官民棟の共有部分のエスカレーター設備	官民P 共有																																																						
・官庁棟の非常用エレベーター設備	官専有																																																						
・官民棟の非常用エレベーター設備	官民P 共有																																																						
・中央監視盤、エレベーター監視盤、防災盤等	官民P 共有																																																						
・専有部分の副監視盤等	各専有																																																						
項 目 (例示)	所有区分	備 考																																																					
・各種インフラの引き込み	専有又は、共用	電力、通信、給水、排水、ガス 設備など																																																					
・国専有で必要となる特殊設備(防災系熱源等、災害応急対策用負荷に電力を供給する非常用発電設備等)	各専有																																																						
・官庁棟及び官民棟の官、民、P 専有部分のエレベーター設備、エスカレーター設備	各専有																																																						
・官庁棟及び官民棟の共用部分のエスカレーター設備	官民P 共用																																																						
・官庁棟の非常用エレベーター設備	官専有																																																						
・官民棟の非常用エレベーター設備	官民P 共用																																																						
・中央監視盤、エレベーター監視盤、防災盤等	官民P 共用																																																						
・専有部分の副監視盤等	各専有																																																						

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2-5-4 諸室毎の要求水準（施設整備）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
			（差し替え。国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課特別整備企画室で受領して下さい。）	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 5 市街地再開発事業

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考																																						
2	売却予定保留床の処分	その他の売却予定保留床については、P F I 事業者又はそれに出資する法人（以下「P F I 事業者等」という。）が取得することとする。	その他の売却予定保留床については、P F I 事業者、P F I 事業に出資する法人又はP F I 事業に出資する法人のみで設立する新たな会社（以下「P F I 事業者等」という。）が取得することとする。																																							
4	市街地再開発事業の概要	<p>民間権利床と売却予定保留床の規模（PFI法の対象範囲外）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本資料における呼称</th> <th>床取得予定者</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間権利床</td> <td>民間権利床</td> <td>財団法人霞山会及び住友不動産株式会社</td> <td>12,000m²</td> <td>建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">売却予定保留床</td> <td>民間権利者保留床</td> <td>財団法人霞山会及び住友不動産株式会社</td> <td>4,500m²</td> <td>建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）</td> </tr> <tr> <td>P F I 事業者保留床</td> <td>P F I 事業者又はそれに出資する法人</td> <td>24,000m²</td> <td>建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>		本資料における呼称	床取得予定者	面積	備考	民間権利床	民間権利床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	12,000m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）	売却予定保留床	民間権利者保留床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	4,500m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）	P F I 事業者保留床	P F I 事業者又はそれに出資する法人	24,000m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）	<p>民間権利床と売却予定保留床の規模（PFI法の対象範囲外）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本資料における呼称</th> <th>床取得予定者</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間権利床</td> <td>民間権利床</td> <td>財団法人霞山会及び住友不動産株式会社</td> <td>12,000m²</td> <td>建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">売却予定保留床</td> <td>民間権利者保留床</td> <td>財団法人霞山会及び住友不動産株式会社</td> <td>4,500m²</td> <td>建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）</td> </tr> <tr> <td>P F I 事業者保留床</td> <td>P F I 事業者等</td> <td>24,000m²</td> <td>建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>		本資料における呼称	床取得予定者	面積	備考	民間権利床	民間権利床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	12,000m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）	売却予定保留床	民間権利者保留床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	4,500m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）	P F I 事業者保留床	P F I 事業者等	24,000m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）	
	本資料における呼称	床取得予定者	面積	備考																																						
民間権利床	民間権利床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	12,000m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）																																						
売却予定保留床	民間権利者保留床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	4,500m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）																																						
	P F I 事業者保留床	P F I 事業者又はそれに出資する法人	24,000m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）																																						
	本資料における呼称	床取得予定者	面積	備考																																						
民間権利床	民間権利床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	12,000m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）																																						
売却予定保留床	民間権利者保留床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	4,500m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）																																						
	P F I 事業者保留床	P F I 事業者等	24,000m ²	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）																																						
7	3.協定・契約の締結	市街地再開発事業の実施に伴い、施行者（施行予定者を含む。）とP F I 事業者又はそれに出資する法人が締結する協定・契約及びその概ねの時期は、下記を予定する。	市街地再開発事業の実施に伴い、施行者（施行予定者を含む。）とP F I 事業者等が締結する協定・契約及びその概ねの時期は、下記を予定する。																																							
15	別紙 4	・国と同種の書類においては記載事項及び様式等は国に準じるものとし、それ以外の書類については任意とする。（正1部、副1部）	<p>・国と同種の書類においては記載事項及び様式等は国に準じるものとし、それ以外の書類については任意とする。（正1部、副1部）</p> <p>・第二次審査に係る提出書類については、本提出書類一覧の写しをチェックリストとして用い、応募企業又は応募グループごとに一部添付すること。</p> <p><記載要領> <u>本提出書類一覧の内容が網羅されていることを確認し、</u> <u>チェックマークを朱書きすること。</u></p>	書類不備を防止するため																																						

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 7 PFI 事業の付帯事業（民間収益施設）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
3	国有財産有償貸付契約期間終了後の措置	なお、国に譲渡にあたって、事業者は内装及び設備機器類を撤去し、備品や消耗品（屑類を含む。）等がない状態で明け渡すものとする。	なお、国に譲渡にあたって、事業者は専有部分の内装及び設備機器類を撤去し、備品や消耗品（屑類を含む。）等がない状態で明け渡すものとする。また、共用部分は契約終了時の状態のまま明渡すものとする。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 8 入札価格の算定及び対価の支払方法

頁・行	章・節	訂正前				訂正後				備考
16,17	表題	業 務 名	範 囲	具体的な部位	按分 方法 分類	業 務 名	範 囲	想定される部位	按分 方法 分類	

入札説明書・同添付資料 訂正表

中央合同庁舎第7号館整備等事業 様式集及び記載要領

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
14	民間収益施設 運営計画書 イ)事業収支計 画表	<p>・なお、本入札あたって各応募者の条件を統一するため、貸付料については以下の参考値により算定を行うこと。 <u>土地の参考価格：720万円/m²（官庁棟敷地、官民棟敷地共）、地代率：3.5%</u></p>	<p>・なお、本入札あたって各応募者の条件を統一するため、貸付料については以下の参考値を用いて、別紙「入札に当たっての地代算定の考え方」より算定を行うこと。 <u>土地の参考価格：720万円/m²（官庁棟敷地、官民棟敷地共）、地代率：3.5%</u></p>	
16	2 作成上の留意点 (5) 提出方法	(新規)	<p>カ 本様式集及び記載要領の3頁から16頁の写しをチェックリストとして用い、応募企業又は応募グループごとに一部添付すること。 <u><記載要領></u> <u>1) 「1-4 第二次審査書類提出時」の内容のうち、以下の各事項について網羅されていることを確認し、チェックマークを朱書きすること。</u> <u>・(1) ~</u> <u>・(2)~(6)の各記載指示事項、及び枚数制限</u> <u>記載指示事項に漏れないよう、特に留意すること</u> <u>2) 「2 作成上の留意点」(1)~(5)の各事項について網羅されていることを確認し、チェックマークを朱書きすること。</u></p>	書類不備を防止するため

入札説明書・同添付資料 訂正表

質問回答 (1月31日公表分)

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
9	回答No.622	お考えの通りである	お考えのとおりである。なお、訂正表(2月7日公表)を参照のこと。	